

大阪市立大『創造都市研究』第11巻第1号（通巻16号） 2015年6月

■ 査読論文 ■

63頁～83頁

「入会林野」の伝統が現代的な森林整備に有利に働く効果

小堂朋美（大阪市立大学大学院・創造都市研究科・博士（後期）課程）

The Merits of Former Common Forest System to Contribute to Forest Development
Tomomi KODOU (Doctoral Course of Creative Cities, Graduate School for Creative
Cities, Osaka City University)

【要旨】

筆者は、「森林環境保全」¹⁾の視点から、日本の人工林林業再生の重要性を指摘し、効率的な間伐施業推進のための「森林整備」の具体的方法を考察した。

入会林野の分布がそれに関係しているとの仮説に基づき、宍粟市一宮町で事例分析したところ、入会林野の再生に成功している事業活動の指標である「作業道」の分布が、かつての入会林野を示す「縁故使用地」と「団地化」によって説明されることがわかり、入会林野の再編が「森林整備」に有利に働いている可能性を確認した。

かつて「入会林野」が存在するところでは、現代において、以下のような良い条件を林業再生にあたえていと考えられる。①「土地所有」より「土地利用」の意識が高い可能性がある。②「利用権」の地区外拡散を防ぐことで森林経営面積の「面的まとまり」が維持されている。③「多数決制」と地区内複数リーダーにより統一のとれた経営ができてい。④収益配分は個人還元化の傾向にある。⑤自らの必然的「森林環境保全」が公益的な公共意識へと育っている。

【キーワード】

入会林野、縁故使用地、林業経営団地、路網整備、森林環境保全

【Abstract】

From a forestry conservation perspective, I point out the importance of reviving Japan's artificial forestry industry, giving consideration to specific methods of forestry management that might promote efficient thinning practice.

Hypothesizing that the distribution of iriai forests in Japan (i.e., forests worked as local commons) is relevant in this context, I conducted a case analysis of the Shiso city district of Ichinomiya-chō in Hyōgo Prefecture. I found that the distribution of logging roads, which serve as indicators of commercial activities that have been successful in reviving iriai forests, was described in terms of “aggregation” and “family-use land” in reference to what were once iriai forests. I further confirmed the possibility that the reorganization of iriai forests is being put to advantageous use in “forestry maintenance.”

In areas where former iriai forests still exist, they appear to confer the following benefits to the revival of forestry

in the contemporary era: (1) There is a higher likelihood that attitudes will be oriented to “land use” rather than “land ownership”; (2) preventing the diffusion of usage rights outside the local community helps preserve the contiguity of the forest area being managed; (3) a unified style of management is possible through the efforts of multiple local community leaders and “majority decision-making”; (4) income distribution tends to revert to individuals; and (5) self-interested forestry conservation encourages a shared consciousness of the public interest.

【Keywords】

‘Iriai’ Forests, Family-use Lands, Aggregated Forestry Operations, Road Network Maintenance, Forestry Conservation

はじめに

日本林業の衰退²⁾は、地域の経済的、社会的基盤を解体させたばかりではなく、森林³⁾の環境悪化も招いていることは周知のとおりである。野々田（1985）が指摘するように、中でもスギ・ヒノキ人工林の荒廃は著しく、無間伐で放置された林地⁴⁾は、地力低下が進み、林地保全能力が甚だしく低下している。

これに対する、林業政策をみると、2011年林野庁が策定した「森林・林業基本計画」⁵⁾は、政策の方向性を大々的に転換したものである。新たに「森林経営計画制度」⁶⁾を創設したことが変革の要ともいわれている。この具体策は、一つには森林の面的な管理の推進である。わが国の森林保有形態の小規模分散性⁷⁾を鑑み、森林の「面的なまとまり」の確保により、機械化を促進し、施業コストを下げ、間伐施業の効率化を図ることにある。

第二に、森林の保護が挙げられている。後藤他（2013）は、これまで、森林経営は「施業」ばかりが注目されていたが、「経営」とは「施業」と「保護」の意味であり、当制度は、このような観点に立った、持続可能な「森林経営計画」を推し進めることを目的として、つくられていると評価している。

一方、「2015年農林業センサス結果の概要」によると、全国の林業経営体数は、8万7000経営体となり、対5年前比率において37.7%減少している。

このように、林業経営体の減少が著しい状況下、効率的な間伐施業推進が、より一層必要性を増してきていると考える。そこで、「森林整備」すなわち、「路網整備」⁸⁾と「面的なまとまり」の確保による「林業経営団地化」（以降「団地化」という）⁹⁾を、どうすれば推し進めることができるのか、これが問題となる。本稿では、このことを考察する。

方法として、兵庫県宍粟市における森林整備状況を分析する。なぜなら、ここには、「大規模森林所有者」による利用間伐¹⁰⁾へ向けた路網整備と、「団地化」への積極的な取組みがある。しかもここでの「大規模森林所有者」とは、後述するような旧来の「入会」慣習を変容させながらも再編し、現在まで森林利用を承継している団体であり、この対象地としての「入会林野」である。

「入会林野」は、旧慣により「土地所有権」に拘束されることなく、土地の「利用」と「管理」に重きを置いた後述の「総有」による「土地所有形態」である。地盤所有者にその都度、面倒な許可を得なくても、管理・利用ができるのである。

現代的な見地に立つと、「総有」は、資源の利用と管理を担った団体、「集団的管理団体」による森林所有形態であるから、団体の代表者が承諾すればよい。林業経営上の「合意形成が得やすい」のである。

佐藤（2012a,b）は、「森林経営計画」樹立のための核として「入会林野」の現代的有効利用を唱えた。ところが佐藤の論考では、「入会林野」及び「入会を起源とした林野」と「その他の林野」における森林整備活動の活発さの違いが検証されていない。

本稿では、この違いを検証した上で、「入会林野」の慣習が、現代的な森林整備に果たす役割を分析し、その現代的意義を抽出する。本稿の検討を通じて、効率的な間伐施業を図るための方法を検討するとともに、「入会権」を現代的に受け継いだ森林を見直し、有効利用することで、林業再生への近道となる可能性につ

いて示唆を引き出すことにしたい。

手順は、次のとおりである。Ⅰでは、「入会林野」及びこれに関連する言葉の定義を、先行研究に基づき行う。Ⅱでは、「入会林野」の歴史的動態を先行研究により整理し、現代的にどのように引き継がれているかをまとめる。Ⅲでは、大雑把な事例地選出の根拠を示し、「入会林野」と「それ以外の林野」の分類をする。Ⅳでは、Ⅲの分類をもとに、より精密な事例地選出を行い、「入会の現代的対応林野」の事例研究を行う。そして、この検討を踏まえて、入会林野がなぜ林業再生の切口として注目できるかを軸として、現代的意義を抽出する。「おわりに」で、結論をまとめる。

Ⅰ. 「入会林野」について

1. 「入会」「入会権」「総有」

まず、「入会」とそれに関連するいくつかの用語の確認からはじめる必要がある。法律的にみると、民法では、第263条「共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に「入会権」は従うほか、この節¹¹⁾の規定（共有）を適用する」としておりまた、第294条においては「共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章¹²⁾の規定（地役権）を準用する」と規定されている。

我妻（1965）によると、民法の規定する「入会」とは、ある部落の住民が山に入って草を刈り、枝を切るなどによって収益を得る関係である。そして「共有の性質を有する」とは、その地盤が部落民の共同所有である場合を言い、「共有の性質を有しない」とは、地盤を共同所有していない部落民が、他人または他部落所有の山に入って収益を得る関係が「地役」の性質を有する（この場合「地役権」とは性質が異なる）「入会」とであると定義している。我妻は、民法の「入会」を「収益行為」としてのみ捉えていると考えられるのである。

これに対し、川島（1983）は、民法の規定する「入会」は、必ずしも「収益行為」のみに限らず、「収益行為」をしない場合もあり得るとし、より広汎に「入会」及びその権能を捉えた。つまり、「入会権」とは、「村落共同体もしくはこれに準ずる地域共同体が土地（従来は主として山林原野（ただし、これに限らない）に対して総有的に支配するところの・慣習上の物権）」[pp.67,68] であるとしている。

次に「総有」についてであるが、内田（1994）は、民法における「共有」を以下のように解釈している。民法の「共有」には3つのタイプがある。「狭義の共有」は、非常に個人主義的な共同所有であり、客体を複数の個人で所有し、「客体」が同一で分割できないが、権利は基本的に自由に処分できるのである。これに対して「合有」は所属する団体の規則に規制され、客体に対する共同義務を持つが、団体を脱退することは自由で、精算制度は認められている。「総有」は、原則的には、団体から離脱（他へ移住する等）すると権利を失うのである（表1）。

表 1 共有持分の権利比較

	持分	分割請求	持分譲渡	退会
狭義の共有	ある	できる	自由	－
合有	ある	できない	制限あり	払戻
総有	ある	できない	できない	払戻なし
			制限あり	一部払戻

（出所）中尾 [1984, p.98] より筆者作成

さらに「総有」の典型的特質に、合議における「全員一致制」が挙げられるが、戒能（1977）は、徳川時代の多くの村々における総百姓の「寄合」は、実力者の圧力がかかり、民主的な平等主義原理の上に立って行われていたものではなかったと述べている。これに対して川島（1983）の理論は、やや異なり、第1には、徳川時代の「ムラ」（部落）を構成する「入会団体」は、合議制において平等であった。第2には、「入

会の対象」は、山林、原野、沼、湖、入浜、海などの土地である。但し、必ずしも徳川時代から引継いでいるとは限らず、明治以降、「入会団体」が新たに購入したものもある。第3には、「入会の目的」は、「ムラ」の共同財産の管理、必ずしも「収益」のためとは限らない。「収益行為」が喪失しても「入会権」は消滅しない。川島によれば、所有形態は「総有」である。

2. 入会林野とは

「入会林野」と「入会権」「土地所有権」についてまとめた中尾（1984）によると、「入会林野」とは、「部落」また「組」と呼ばれる一定の地域に住む人々が、集団的に共同で使用し、管理している山林原野のことである。ある林野が「入会林野」であるか否かは、その林野の所有権が誰にあるのかということとは直接的には関係がない。「入会権」は登記簿上の所有権覧には記載されていない¹³⁾ から可視化できない「権利」である。「入会林野」の「土地所有権」が誰にあっても「入会権」は存在する、そういう意味では土地の所有権に左右されない権利であると述べている。

Ⅱ. 入会林野の歴史的動態と近代的位置づけ

徳川封建時代から承継した「入会林野」は、明治時代以降、解体の方向へ向かった。その理由を、笠原（1989）の論考より整理する。外的には、すなわち、明治政府にとっては、資本の自由を保証する上で、林野の私的所有権の確立、及び森林資源の高度利用を妨げる封建的秩序である「入会権」は解体しなければならなかった。また、内的には林産物の商品化が進むと共に、林野の排他的独占所有が進んだからである。

1. 江戸時代

船越（1984）によると、幕藩体制が確立した17世紀半ば、大部分の林野は、「村持山」「野山」と呼ぶ、地域住民が共同利用し排他性が認められていた「入会林野」であった。当時の林野を利用・管理の形態から大別すると「幕府直轄及び藩有」「私的占有（個人所有）」「村の共同利用」の3形態から成っていた。

ここでいう村とは、「仲間共同体」「生活共同体」であり、川島（1983）は、徳川時代の「村」を生活共同体としての「住民団体」として、それ以降の町村制に基づくものと区別し「ムラ」または「部落」と呼んでいる。したがって本稿でも「ムラ」「部落」をこの意味で用いる。

2. 明治時代

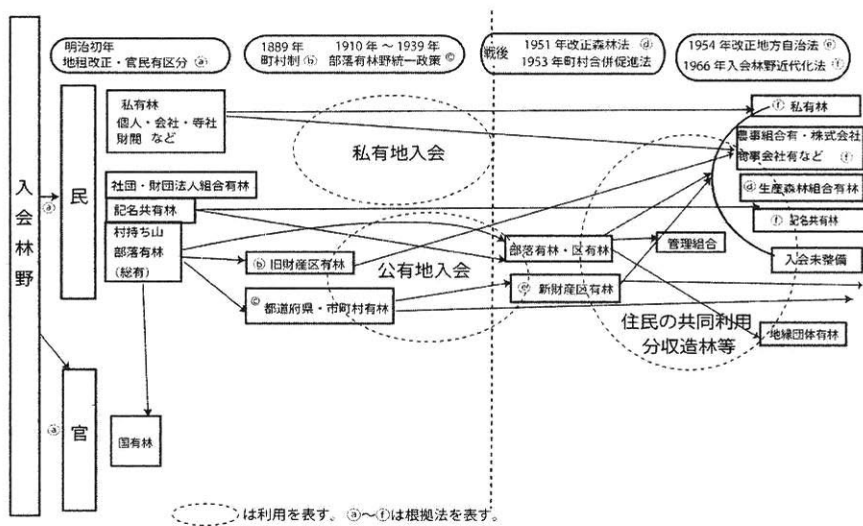


図1 明治以降の入会林野（民有林）の登記態様と利用形態
（出所）室田他〔2004、p.9〕より筆者作成

1910年（明治42年）から始まった明治政府による「部落有林野統一政策」（以降「統一政策」という）は多くの課題を抱えていた。以下黒木（1969）の論考を要約する。

明治政府は、1888年の「市制・町村制」の施行によって「ムラ」の「入会林野」を新市町村に移行させ、住民の「入会権」を解消する目的で「統一政策」を進めた。ところが、地盤所有名義は「新市町村」に編入されても、林野の「管理・運営・利用」の実質的主体はこれまでの「ムラ」にあることを認めさせる条件付きが半数弱、これ以外の強硬反対による名義切替え、従来通りの残存も含むと「部落有林野」は依然として広大な面積を占め「統一政策」は浸透しなかった。その結果「町村制」構築時に(1)村民が旧来の「村持財産（山野）」を旧町村持私有財産として「入会」を固持したものは、「財産区」となり（図1⑤）、(2)村民との協議により新町村名義に移転したものは「名目的町村有林」（図1⑥）とに分れた。そして「ムラ」「部落」は、行政単位である「新町村」ができたとき、これらの一部に編入され、現在も「大字」「小字」の名称となって残っているのである。

3. 「入会林野」の変容過程

川島（1983）は、明治以降、「入会権」が広汎に解体した原因を「経済的要因」「政治的要因」「社会的要因」

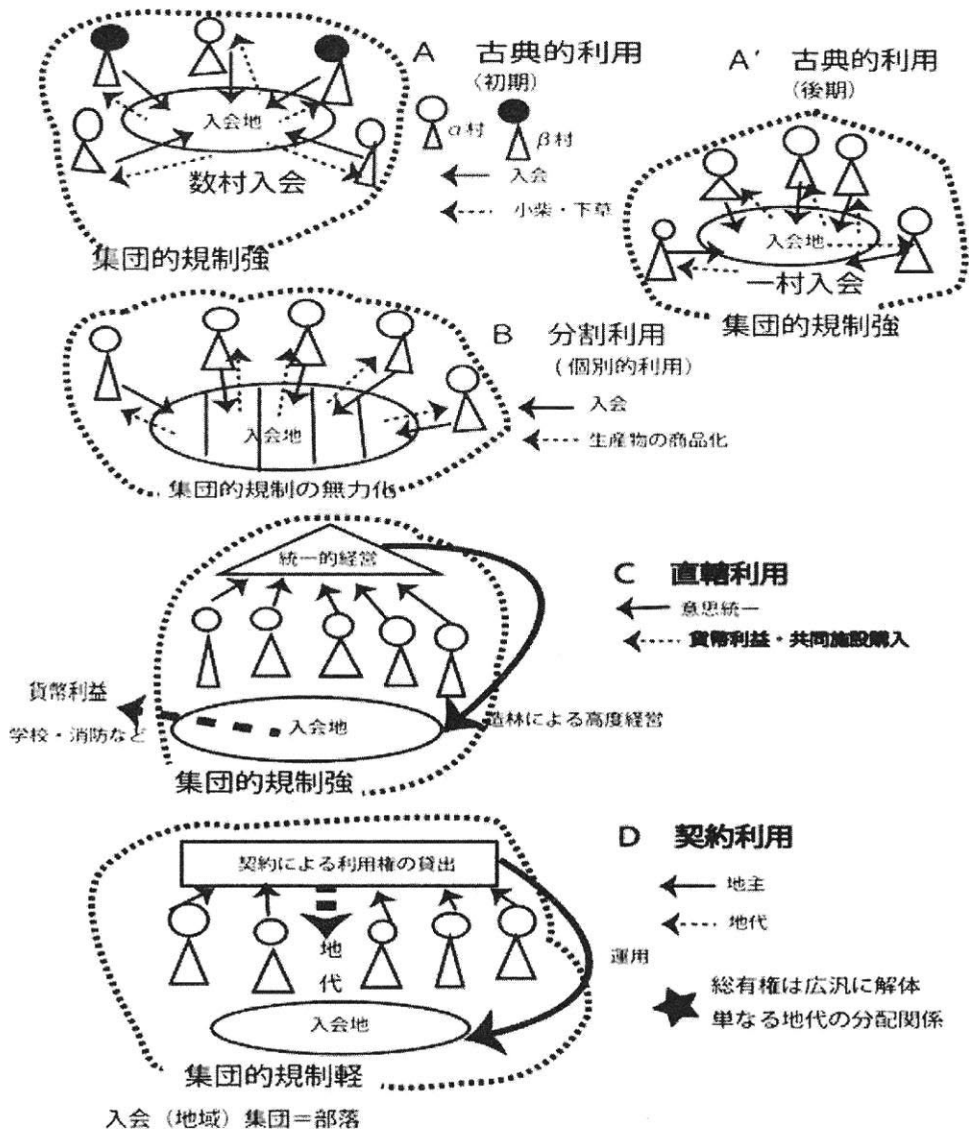


図2 入会林野変容過程図
（出所）川島 [1983] の解体モデルを筆者が図式化作成

に分けて分析した。その中の「経済的要因」の中身としては、「利用形態の個別化」としている。これを図にすると、図2のようになる。

一方、中川(1998)は、川島(1983)の「入会権解体」理論から、「消滅した実態」を明確にする必要性を述べ、「入会権解体」を「消滅」ではなく「入会権の解体過程」として捉えなおした。つまり「入会権」の古典的利用形態が解体する場合は2つの形態があり「消滅」と「再編」である。すなわち、①「解体→消滅」②「解体→再編」となる。

筆者もまた、「入会林野」は、各時代の政策、経済的要因等によって、集団的な規制の緩和と、収益配分の個別化を図りながら、変容してきたと考える。換言すると、「入会林野」は消滅したものもあるが、一方で集団的規制を緩和し、収益目的と配分を変化させ、再編されたものもあると考える。そこで、再編された入会林野に着目し、以降、「入会の現代的対応林野」と名付ける。

4. 戦後の「入会林野近代化法」以降

1951年政府は、「森林法」を改正し、「森林組合法」の中に「入会林野」の受け皿としての「生産森林組合」¹⁴⁾(以降「生森組」という)を制度化した。さらに、戦後復興に係る国土保全と木材需要の急増を背景に、1964年「林業基本法」が林業経営の近代化、小規模林業経営の規模の拡大を目的として制定された。また、これに呼応して「部落有林野」の利用の合理化と生産力増進、及び農民の所得向上を図るため、1966年(昭和41年)「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」¹⁵⁾(以降「近代化法」という)が施行された。この結果、多くの「入会林野」は「生森組」設立へ進んだ。

同時に、半田(2001)のいう「近代化法」の目的である「入会権者」の個別所有ができない場合は、「共有形態」を認め、共同経営が合理的な場合は、近代的集団による所有でもよいとされ「記名共有林」(下記④1人または複数の代表者名義の共有林)が認められた。

そして、以下のような中尾(1984)が推定する登記簿上の土地所有者名義を持つ団体・組織になって、現代的に受け継がれている。

①には、市町村、財産区となり、②には、会社、法人(会社、社団法人、財団法人、生産森林組合、農業協同組合、漁業協同組合、農地実行組合)などの名義になった。③には、部落、大字、区、郷、組、村(現在の町村ではなく明治初期の村)などに、④には、個人または、数人の記名共有(個人単独所有、代表者(総代)名義、数人記名共有、完全記名共有など)に変わったものもある。さらに、⑤には、共有(ただ何名かの共有、人民共有などと記載されて氏名が記載されていないもの)があり、⑥には、その他(神社、寺院、任意団体、架空名義など)がある。

Ⅲ. 兵庫県及び宍粟市の「入会林野」整備状況と宍粟市の森林整備

1. 兵庫県及び宍粟市の「入会林野」整備状況

2000年農林業センサスによると、兵庫県は、「林家」¹⁶⁾以外の「林業事業体」¹⁷⁾の占める森林面積のうち、「慣行共有林」の割合が、全体の46.7%を占め、長野県の39.1%を大きく上回る全国最多となっている。ここでいう「慣行共有」とは、林家以外の林業事業体のうち、社寺、共同、各種団体、組合、財産区¹⁸⁾、ムラ、旧市区町村について、次の3条件のいずれかに該当するものをいう。すなわち、第一に、森林からの収入や林産物を、「ムラ」の費用や公共の事業に使うことがある。第二に、その森林は、昔からの慣習により持っている、または利用している、あるいは利用させている。第三に、森林の権利者になる資格に特定の「ムラ」に住んでいるものに限るという制限があることである。

また、澤田(2005)によると、兵庫県は、「未整備入会林野」のうち「近代化法」によって「生森組」を設立した面積比率が全国最多の96.8%である。

次に、宍粟市における民有林¹⁹⁾の所有形態を森林面積別にみると、「個人有林」の36.6%、に次いで「会社・

その他有林」が21.5%、「慣行共有林」が20.9%を占めている²⁰⁾。「会社・その他有林」には「生森組」が含まれていることから、入会林野の占める割合が多かったことが推測される。

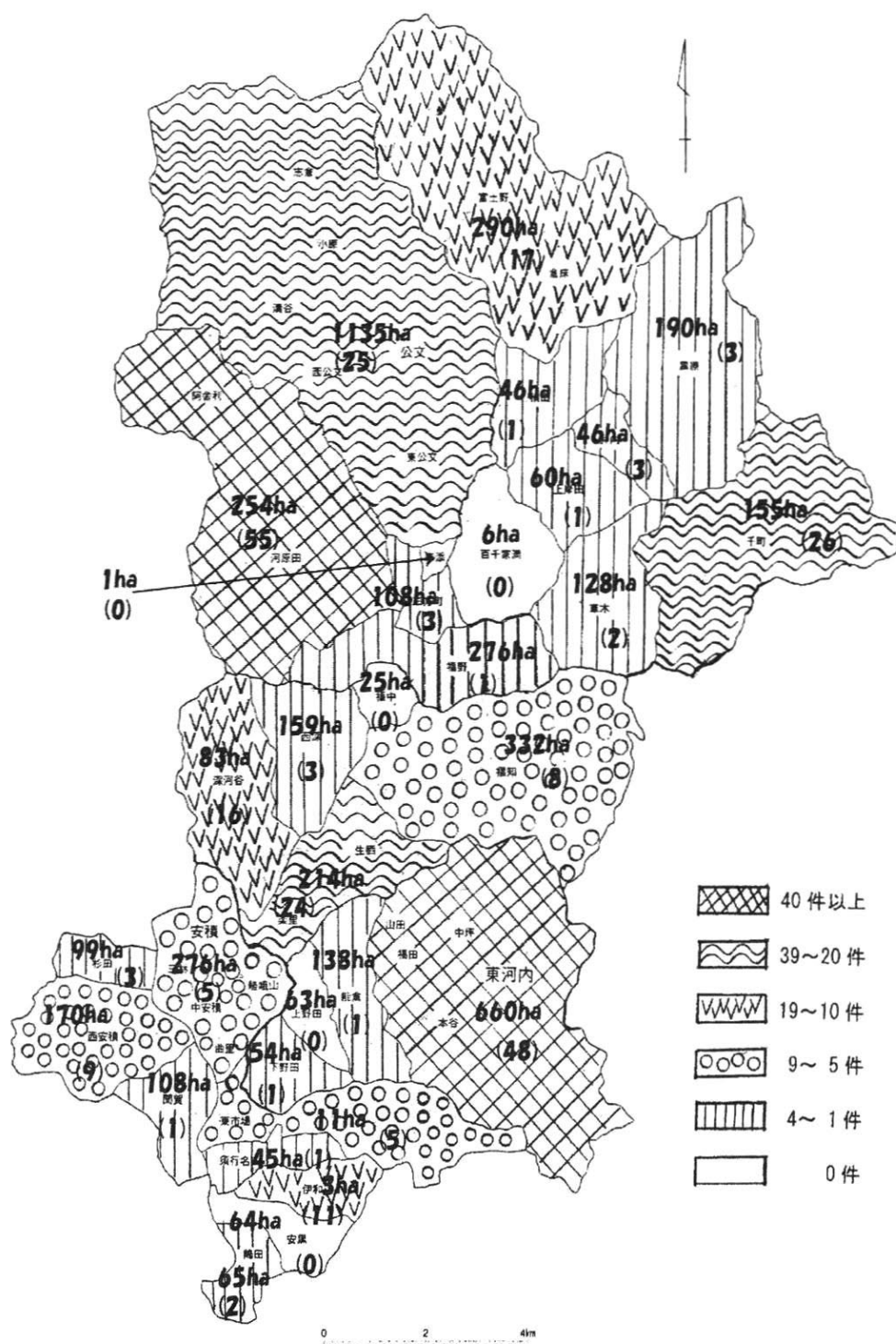


図3 一宮町大字別作業道設置件数及び縁故使用地面積図

(出所) 宍粟市資料より筆者作成

(注) () 内は作業道設置件数を表す

2. 宍粟市一宮町の森林整備状況

(1) 路網整備状況

路網整備のなかでも、作業道整備²¹⁾は、地区「自治会」（「大字」に該当）が大部分の費用負担をしている。まず、宍粟市全町の総整備件数を挙げると、山崎町158件、一宮町275件、千種町81件、波賀町92件で、一宮町の整備件数が最も多い²²⁾。

そこで、森林面積が最も広く²³⁾ 作業道整備が進んでいる「一宮町」の設置件数を「大字」ごとに、「縁故使用地」面積とともに整理し、地図上に分布させると、図3のようになる。ここでいう、「縁故使用地」とは、1910～1939年の「統一政策」によって、宍粟郡全体の「入会林野」は「町有林」と「縁故貸付地」に分けられ、「縁故貸付地」は引続き「入会林野」としての利用が認められた（宍粟郡役所〔1923〕）。この「縁故貸付地」を本稿では、利用者の立場から「縁故使用地」という。

作業道設置状況をみると、「大字」単位で最も設置が進んでいるのは、「東河内」「河原田」で40件以上、「公文」「千町」「生栖」が20件～39件と続いている。

(2) 団地化の進捗状況

次に、林政が、間伐施業のコスト削減等採算性の向上のために、林業経営体が取り組むべき課題として、「経営体が、近隣の森林所有者から施業・経営の受託等によって、団地を形成し、効率的な林業を行える規模とすべきである」（「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会報告」〔2005、p.3〕）とする「団地化」の進捗状況をみると、2011年現在、図4のとおり宍粟市内には、4件の林業経

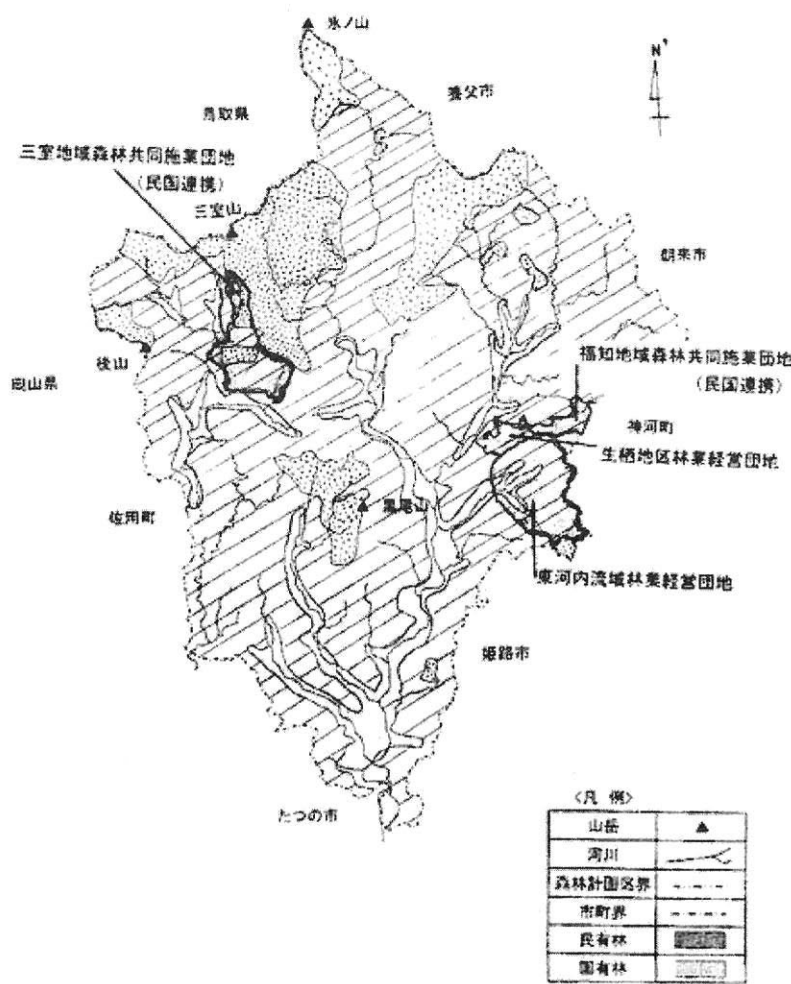


図4 宍粟市林業経営団地図
（出所）宍粟市資料より筆者作成

営団地が整備されている。そのうち「三室地域森林共同施業団地」及び「福知地域森林共同施業団地」は、「国有林」²⁴⁾を中心とした「官行造林」²⁵⁾「市有林」「県行造林」²⁶⁾「公社造林」²⁷⁾「水源林造成事業地」「私有林」を囲んだ民国連携で団地化した例である。

他方、「生栖地区林業経営団地」及び「東河内流域林業経営団地」は「民有林」中心で「個人有林」「市有林」「公団造林地」²⁸⁾をまとめた団地化であり、双方とも一宮町にある。

1) 生栖地区林業経営団地の構成と沿革

「生栖地区林業経営団地」は面積約330haを占めている²⁹⁾。当団地は、「生栖生産森林組合」所有林、「生栖報徳社」共有林、10名の個人有林及びリーダーであるKの個人有林から成り、これら「複数の主体」が1つの林業経営団地を形成している。

その経緯は、現在の「生栖生産森林組合」組合長であり、自伐林家³⁰⁾でもあるKが、自らの個人有林の路網整備を進めていく中で、隣接の「生栖生産森林組合」にも声掛けを行った。Kの経営体が施業を請負、共に路網整備を進めた。そして2012年、隣接する共有林、他の個人有林もまとめて「森林経営計画」を立てた結果、行政が、「生栖地区林業経営団地」と指定したのである。

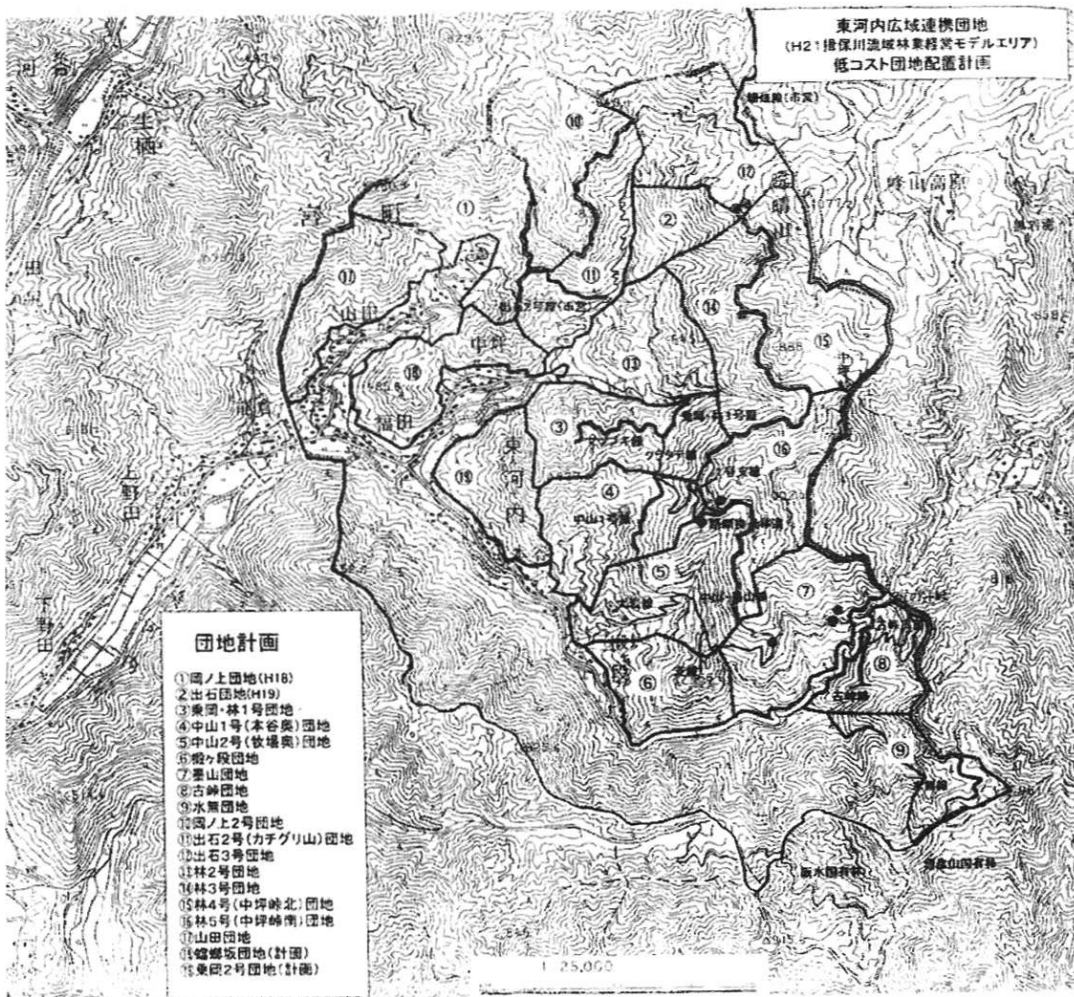


図5 東河内広域連携団地図
(出所) 東河内生産森林組合資料を転写

2) 東河内流域林業経営団地の構成と沿革

「東河内流域林業経営団地」は、面積1466haを有し、以下の所有者が兵庫県の仲介により「協定」を結び、「協議会」を発足させて成立した団地である。2006年から団地化が始まり、2009年には19団地が配置計画された³¹⁾（図5）。「東河内生産森林組合」38%、「株山共有林」21%、「宍粟市」13%、「緑資源機構」³²⁾ 11%、「個人その他」17%の地盤所有割合で構成されている³³⁾。

(3) 「入会の現代的対応林野」における森林整備の進捗度－回帰分析－

生栖地区林業経営団地と東河内流域林業経営団地を事例に、「入会の現代的対応林野」と「そうでない林野」における森林整備の進捗度の違いを検証する。そのために、一宮町における作業道設置件数と「緑地使用地」面積「団地化」面積との相関関係を回帰分析する（数値は小数点以下4位を四捨五入）。

「緑地使用地」面積を説明変数 x_1 、「団地化」面積を説明変数 x_2 として重回帰分析を行う。「団地化」面積は、生栖330ha、東河内1466ha、その他は0である。

その結果、回帰方程式は、 $y = 0.021x_1 + 0.023x_2 + 2.096$ となる。

補正 $R^2 = 0.70$ 、有意 $F = 3.8$ 、 t 値、 $x_1 = 4.1$ 、 $x_2 = 5.3$ 、であるから回帰式の当てはまりは良く、要因の関連性が大きいことから、作業道設置件数と「緑地使用地」面積、「団地化」面積の相関関係は強いと判断する。

したがって「入会の現代的対応林野」をもって森林整備を進める場の要因になっていることが明らかになったといえる。しかしながら、「入会の現代的対応林野」は、かつての慣習をどのように承継し、変容させて、森林経営を行ってきたのであろうか。続く章では、この点について考察を進める。

VI. 「入会の現代的対応林野」の事例研究－「東河内株山共有林」－

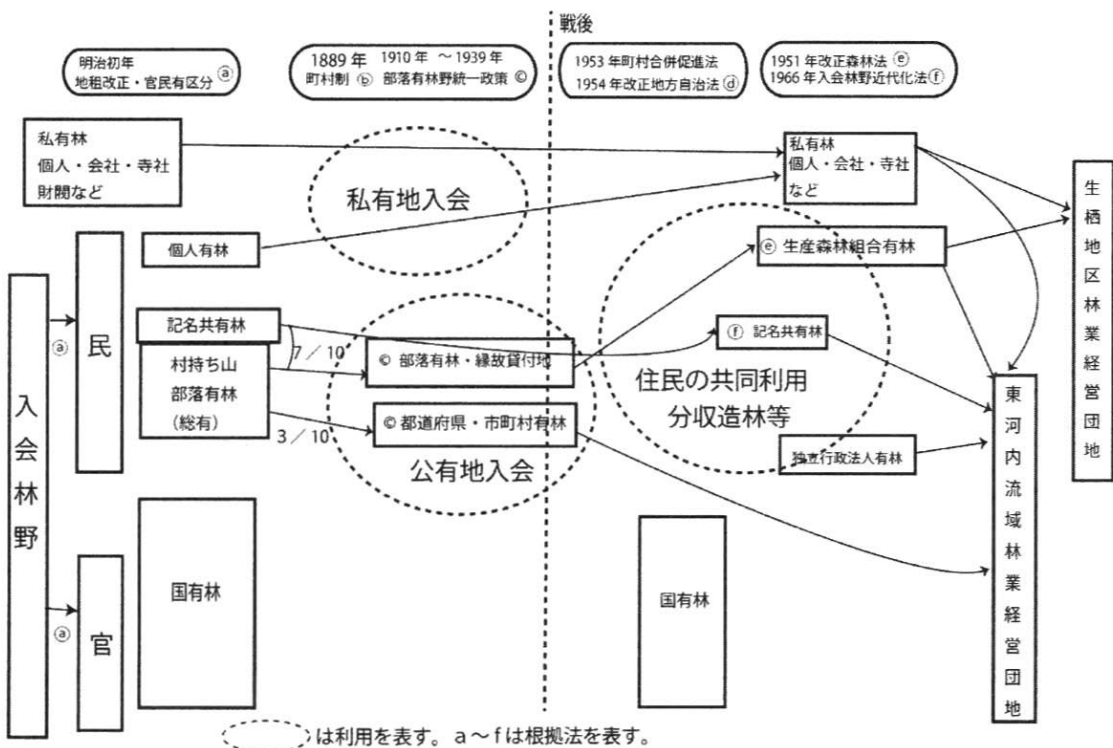


図6 一宮町入会林野の登記態様と利用形態の変容
(出所) 室田他 [2004, p.9] より筆者作成

本章の最初に、上記の、一宮町における2件の「入会の現代的対応林野」すなわち林業経営団地から、より精密に事例地選出を行うために、一宮町の「入会林野」の歴史的な変容過程を整理し、この中から最も顕著な「入会の現代的対応林野」を選出し、事例分析することとする。そのために、2件の林業経営団地を中心に、「入会林野」の変容過程を図式化すると、図6のようになる。明治政府の「町村制」施行のころから部落有林統一の動きはあったと推測される³⁴⁾が、1910～1939年頃の本格的な「統一政策」によって、宍粟郡全体の「入会林野」は、3/10が「町村有林」、7/10が「縁故使用地」として分割された（宍粟郡役所〔1923〕）。

その後、多くは、全国的な傾向と同様に、1951年の「改正森林法」及び1966年「近代化法」により法人の「生森組」設立へ進んだ（図6「㊦生産森林組合有林」を参照のこと）。また同様に、半田（2001）のいう「記名共有林」も認められた（図6「㊦記名共有林」を参照のこと）。

そこで、事例地として、東河内流域林業経営団地を構成し、「近代化法」によって整備されていない、換言すると、より古典的な組織形態をとっている「入会林野」の変容を分析する目的で、「記名共有林」である可能性が高い「東河内株山共有林」を選出する。

1. 「東河内株山共有林」の概要及び「入会の現代的対応林野」としての位置付け

「東河内株山共有林」の概要についてであるが、名称は、東河内^{ひがしこうち}株山共有林（以降「株山」という）であり、森林は、兵庫県宍粟市一宮町東河内^{ひつし}字出ツ石1646-1外に所在する。森林総面積371.12haの内80.93ha、約22%は森林総合研究所に「分収造林」³⁵⁾として貸出している。

団体の沿革は、いわゆる「権利能力なき団体」³⁶⁾である。130名の共有分割³⁷⁾による森林所有形態で「山林共有者規約証書」³⁸⁾を作成し、森林5筆に対し平等共有権³⁹⁾を有している。1株の価格を定め、「記載事項証明書」（通称「株券」）を発行し、構成員は株を買わなければならないシステムになっている（表2）。

表2 東河内株山共有林の概要

名称	東河内株山共有林
所在	兵庫県宍粟市一宮町東河内字出ツ石1646-1 他
設立年	推定1897年
森林総面積	371.12ha
研究対象森林面積	290.19ha
団地数	2 団地
構成員数	64名（2015年現在）
役員構成	本部役員 6 名、パトロール部会 6 名、計12名
地盤所有者名	2 名の代表者名義（2003年より）
管理代表者	石原武典（2015年現在）

（出所）現地調査資料より筆者作成

「株山」の地盤所有権の変容を整理すると、典型例は表3⁴⁰⁾のとおりである。1892年（明治25年）までは「東河内村」の所有であった。1890年代に森林の売却論争が起き、その結果当森林は、4名が共有で、東河内村名義の森林の一部を買取ったと推測できる。その後1897年、4名の共有者から実質的130名の共有者が持分1/130で譲受け、共有権を取得したと考えられる。その後1910年～1939年の「統一政策」1966年「近代化法」施行時においてもこの所有形態を維持続けた。この間、個々の共有者の相続による名義変更、「株」の譲渡による名義変更などを経て、1969年、持分1/130では林業運営上の不便があり、代表1名登記に変更している。そして1983年、運営上の問題から再び、各共有持分1/117の共有者全員名義に変更したが、この共有権に抵当権を設定する権利者が現れ、抵当権実行による共有権の地区外流出防止のため、2003年これを代表者2名の名義に変更した。その後2013年、2名の代表者が入替わり、その持分を整理し、各1/2として登記が完了している。

したがって、図6に表記のように、「株山」は、「近代化法」による整備がなされていない団体所有であり、地盤所有名義は、「入会権者」の中から二者が代表者として登記されている「代表者名義」であり、数人の記名共有（個人単独所有、代表者（総代）名義、数人記名共有、完全記名共有など）に該当する「記名共有林」であるといえる。

表3 東河内株山共有林における地盤所有権の変容

西暦（年号）	関連施策及び事項	登記原因	前所有者名	後所有者名
1889（M21）	民法定			
	開始			
1890（M23）	染河内村誕生		東河内村	
1892（M25）	売却論争はじまる			
同年		買得による所有権移転	東河内村	4名の共有者
1897（M30）	譲受による共有権取得		4名の共有者	持分1/130の各共有者
1899（M32）	不動産登記法施行			
1910～1935（M42～S10）	部落有林野統一事業			
この間		相続、売買による地区内、共有権の移転有	持分1/130の各共有者	
1951（S26）	森林法制定			
1959（S34）	合併により一宮町誕生			
1966（S41）	入会林野に係る権利関係の近代化助長に関する法律施行			
1969（S44）		売買により代表者1名へ所有権移転	持分1／130の各共有者	代表者1名
1983（S58）		「真正な登記名義の回復」により共有者全員名義に所有権移転	代表者1名	持分1／117の各共有者
2003（H15）		「委任の終了」により代表者2名名義に所有権移転	持分1／117の各共有者	持分117／234の代表者2名持ち
2013（H25）		「委任の終了」により代表者2名名義に所有権移転	持分117／234の代表者2名持ち	持分1／2の代表者2名持ち

（出所）登記簿謄本、閉鎖登記簿、土地台帳、現地調査資料より筆者作成

（注）Mは明治、T大正、S昭和、H平成を表す

次に、表4をもとに「株山」の「入会林野構成要素」の動態をみていこう。

利用形態に関しては、一部「分収造林」に貸出しているが、大まかには、図2「入会林野変容過程図」に示す「C直轄利用」型で、利用権に関する集团的規制は相対的に強く、人工林が占める割合が多く、利用間伐中心の統一がとれた経営が行われている。

また、権利を取得できる有資格者の規定は以下のA、B、Cであるが、いずれも1株以上「株」を持つことが条件である。1株の共有持分は117分の1で同等の権利を有する。

さらに、「構成員」1名につき10株を超えて所有することはできないことになっている。

Aは、「地区」内に住所を有する個人に限られている（以降「地区」とは宍粟市一宮町東河内、能倉森川・字前田を含む通称「東河内地区」を示す）。

Bは、「地区」外に住所を有するが「地区」内自治会の会員である個人、または過去に「地区」内に住所等を有していた者で「地区」内に特別の縁がある個人であり、さらに、「地区」内に縁を有している者で、一定年限内に「地区」内に住所を定める旨の誓約をする等、将来「地区」内に住所を有する見込みのある個人とされている。いずれの場合もA資格者の代理人を立て、理事会の承認が必要となっている。

Cは、A、Bに定める者と同じの生計を営む個人、または、A資格者である代表者が1名の「権利能力なき団体」で理事会の承認を得た「団体」もC資格者とすることになっている。

権利の譲渡については、総会の承認を得れば可能、但しA、B資格者に譲渡範囲を限定している。

権利の喪失については、地区外転出または、「有資格者」以外への相続・贈与で且つB資格が承認されない場合、及び脱退、除名の場合となっている。

また、管理運営については、その機関として総会・役員・管理者を定め、年1回必ず総会を開催し、役

員と管理者で評議員会を組織し随時開催している。

最高の議決機関は総会であり、通常総会は、「構成員」の2分の1以上の出席で成立、出席者の過半数で決議する。議決は持株数によることなく出席「構成員」1名につき1議決権とする。これ以外に特別総会もあり、それぞれ議決事項が定められている。

なお、総会の出席促進のため、出席者には「世帯」単位で「出席賞」として金一封を出している。その結果、2015年度の総会出席率は90%であった⁴¹⁾。

表 4 入会的構成要素動態表「株山共有林」

集團の呼称	株山共有林	
所在	事務所は宍粟市一宮町東河内に置く	
集團の性格	権利能力なき団体	
根拠となる法律	「民法」「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」	
登記所有名義	代表2名	
利用形態と状況	直轄、一部分収契約、人工林利用	
利用目的	構成員と地域のために良好な環境と水源地を確保する。団体とその所有の山林の適正な管理運営及び有効利用を図る。	
出資金	設立当初	不明
	現在	3229万8381円
規約・資料	1897年「山林共有者規約」、1901年「共有山管理法」 2006年「東河内株山共有林管理規約」	
設立当初現物出資	「記名共有林」	
林野の構成形態	構成員130戸の共有地	
林野統一政策による「入会権」整理の経緯	当初	旧東河内住民178戸の共有地
	1897年（明治30）	「紛争」により地区内48戸が一部の山を売却、残り130戸が「総意」により、分割取得し登記した。
	1966年（昭和41）	「近代化法」により私的個人所有ができない場合、合理的共同経営による集團所有（共有）が認められた。
入会権者	当初	130名
	現在	64名
	権利の差	無
	共有持分	117分の1
	名称	構成員または株主
	名義と一致	しない
権利の取得	有資格者	A 「地区」内に住所を有する個人
		B 「地区」外に住所を有するが、「地区」内自治会の会員である個人
		B 「地区」外に住所を有するが、過去に「地区」内に住所を有していた者で「地区」内に特別の「縁」がある個人
		B 「地区」内に「縁」をを有している者で一定年限内に「地区」内に住所を有する見込みのある個人
		C A、Bの者と同一の生計を営む個人
		C 「団体」資格者としてA資格者が「権利能力なき団体」の代表で、理事会の承認を得た団体
	株所有	以上のA、B、C資格者で1株以上10株以内「株」を所有する者
権利の譲渡	構成単位	個人及び承認された「権利能力なき団体」
	可	通常総会の承認
	その範囲	A、B資格者に譲渡可
	対価	株の譲渡、現在（2015年）1株250万円
権利の喪失	地区外転出	失う
	相続・贈与等	「有資格者」以外への相続等で、且つB資格が承認されない場合
組織の意思決定	総会	最高の議決機関（定足、構成員の1／2）、持株数に関係なく1人1議決権を持つ、理事会随時開催
	設立・解散手続き	総会定足成立のうえ、議決権の3分の2以上の多数
収益配分	地代	2015年現在、株主には「地代」として1株につき、約4万円／年配当
損金補填・負担配分	補助金に依る	10数年来、木材価格低迷で、木材売却利益がないため配当できなかった。補助金頼りの「切捨間伐」により、山の整備を維持した。積極的経営はできなかった。補助金システムが変わり、新たな取組を始めた。
役員の数・報酬の有無	6名	管理者1名、副管理者1名、会計1名、評議員3名、計6名
	選出方法	「構成員」全員出席投票選挙による
組合員の出役義務	報酬有	総会議決
	1998年前	賦役、その他の負担分担義務あり。労働賃金相当額徴収あり。
課税措置	1998年～現在	なし、業者へ都度委託を決議、「常用人夫制」廃止、株主の賦役廃止
	法人	固定資産税、法人税及び住民税を納付

（出所）山下 [2011]、中川 [1998]、黒木他 [1974] より筆者作成

2. 「株山」の現在における活動内容とその実績

前節では、「株山」の「入会の現代的対応林野」としての変容過程を分析し、位置付けを行ったが、次に、現在「株山」がどのような林業活動を行っているかを、活動の経緯を時系列的に整理し、目的と経営姿勢及びその成果としての事業実績を見ていくことにする。

(1) 「株山」の活動経緯

当初～木材輸入自由化前の活動状況であるが、初代管理者は、奈良県吉野まで出向き植林の方法を学んだ。その後「構成員」は多くの苦境を乗り越え植林事業を進めた。地区内雇用による人夫が植林と下刈を行い、利用間伐、皆伐とサイクルを重ねて1926年頃には外部からも人夫を雇う規模になった（常用人夫制）。年々の伐採規模は3町歩（約3ha）でその跡に次々と整地してスギ・ヒノキを植林し、その後のメンテナンスを行う労働者数は延べ1500余名となり、労賃も地区住民を潤した。植林、下刈りなどの手入れをし、足場用の木材を間伐材で出荷していた。この金額が相当なものであったため「株山」共有はステイタスであり、住民の誇りでもあった。

しかし、木材輸入の自由化政策がとられると、これを発端とした国内林業の衰退で、他地域同様に、徐々に事業に対する意欲は薄れた。そして、木材価格の低迷と、常用人夫の高齢化により、1998年から作業全般を業者へ都度委託することを決議した。直近10数年来は、原木を出荷すれば経費が売上価格を上回る状況下、補助金頼りの切捨間伐により伝来の山の整備を行ってきたのである。

ところが、一度廃れた森林整備が再興している。それは、間伐の遅れが災害の原因になっていることがわかったこと、また林業政策も次々と変わり、現在は森林経営計画をたて、利用間伐によって補助金を利用するようになったことに依っている。これまで関心が薄れていた森林整備に対し、積極的な取り組みを始めたのである。活動の目的は以下のとおりである。

(2) 活動目的及び施業指針の概要にみる林業経営方針

活動目的は、経営と環境のバランスがとれた運営をし、広くこの活動をアピールすることにある。換言すると、「株山」の適正な管理運営及び有効利用を図ることと、良好な森林環境と水源域の保全、さらに、この活動を広く都市住民にも知らしめることにある。

例えば、経営に関しては、SGEC⁴²⁾ 認証森林としての自覚を持ち、積極的な林業経営を行う。環境問題に関しては、不法投棄ゴミをゼロにする、生物多様性の保全を目指し、構成員と地域のために良好な環境と水源域を確保する、などが挙げられている。

施業指針の概要は、風倒木処理跡、強間伐跡には混交林化⁴³⁾を進め、直根をよく発達させ土砂崩れなどの防止に役立ち、且つ、地域生息動物の餌となるコナラ・クリ等の広葉樹を積極的に植林する。また、出石地区の95.4haについては、30haの混交林整備事業に対しての10ヶ年計画を出発点として、隣接林地の路網を延長整備し、最終伐期を100年程度とする。一言すると、間伐の繰り返しによる複層林化⁴⁴⁾と混交林化を図る、ということになっている。

さらに、経営・管理及び施業の担い手にも比較的恵まれ、「森林経営計画」は外注せず、役員が自ら作成している。造成事業及び大規模補修は、構成員（株主）であるG社、M社に委託している。そして、植林、枝打ち、除間伐、搬出間伐などの施業は、構成員（株主）である素材生産業者G社、F社が請負っている（まれにこれ以外のY社、しそう森林組合にも委託している）。結果的には、これらの会社の代表者が「株山」のリーダーの一員となっているのである。また「構成員」には賦役がないことも重要である。

(3) 直近の事業実績

路網整備の進捗状況であるが、2006年3月に、協同組合「しそうの森の木」から県営住宅用材に「株山」の間伐材を使う申し入れがあった。そこで墨山地区の8haを対象とした高性能林業機械による列状間伐⁴⁵⁾を行ったところ、これまでの切捨間伐とはちがいに予想を上回る収入を得た。これにより宍粟市の林業再生のモデルとして路網整備を進めて行くことになった。

さらに同年、手入れが遅れている「出石地区」で、「県民緑税」投入による30haの針広混交林整備事業⁴⁶⁾の認定を受け、県費3400万円を投入した普通作業道と簡易作業道を開設した。

2007年度には4.5haを皆伐し、その跡地に広葉樹を植林して混交林化を図り、残りは10ヶ年計画で利用間伐を行っている。後々の保育の費用は「株山」で負担している。特に、植林後はシカに食べられないように役員でパトロールしている。その費用も「株山」が負担し、参加者には「燃料代」として少額支払っている。そこには、金銭目的ではなく自分達の山だから大切にしたいという考え方がある。

そして、2007年より始まった新森林施業五ヶ年計画においては、2012年までに4ヶ所で、県の「路網整備事業」を利用した111haの搬出間伐を計画し、崩れない作業道と列状間伐跡地の植林方法を研究している。

以上から路網整備実績をまとめると、表5のとおり、年々増加し、路網密度は2011年現在、ヘクタール当たり104.7mと密度を高めている。因みに、2009年の日本の森林の平均路網密度は作業道、林道合わせて17m/haであり、オーストリアは89m/ha、ドイツ(旧西ドイツ)118m/haである⁴⁷⁾。

一方、利用間伐実績面積を表6にまとめると、「対経営森林面積比」は2011年度7.91%、2013年度2.01%、2014年度3.66%と推移し、宍粟市平均の「利用間伐面積対森林面積比」2011年度2.34%、2012年度0.95%、2013年度1.37%、2014年度1.0%⁴⁸⁾と比較すると、押し並べて「株山」が高い実績を上げていることがわかる。

そして、利用間伐による直近の概算収益は以下のとおりである。

2013年度、収入1715万9000円、支出861万7000円、利益854万円。2014年度収入3080万4000円、支出1583万円、利益1497万4000円(両年度共、補助金を含む、誤差は四捨五入による)。利益が生じたときは「理事会」の決議で株主に持株数に応じて分配することができる。2014年度は「地代」として収益を各株主に分配している⁴⁹⁾。

表5 「株山」の林道・作業道整備実績

	延長 (m)	合計 (m)	累計 (m)	m/ha	場所
2006年度 以前	2500	2500			
	2199				古峠・水無
	1200				墨山
	413				水無
	1120				水無
	180				滝谷
	600				出石
	970	6682	9182	24.7	出石
2006年度	2900				墨山2379-1.4
					墨山2379-4.21
	603				水無2386-1
	1936	5439	14621	38.8	出石1646-1
2007年度	966				出石1646-1
	1400				出石1646-1
	863	3229	17850	48.1	墨山2379-4
2008年度	1157				墨山2379-6
	2521				出石1646-1
	1278	4956	22806	61.4	墨山2379-1.4
2009年度	1600				水無
	1145				墨山2379-4
	3210	5955	28761	77.5	墨山2379-5.6
2010年度	1902				出石1646-1
	1549				古峠2385-8
	1429	4880	33641	90.7	古峠2385-1
2011年度	429				古峠2385-1
	513				水無2386-5
	530				出石1646-8
	644				墨山2379-3.21
	900				出石1646-1
	554				墨山2379-3
	1642	5212	38853	104.7	出石1646-1

(出所) 現地調査資料より筆者作成

表6 「株山」の間伐等施業実績

施業内容	単位	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
植付け	(ha)		3.76				-		
下刈り	(ha)						-		
枝打ち	(ha)						-		
除間伐	(ha)		15.64			2.85	-		
主伐	(ha)	4.65	0.14				-		
	(m)	1065	112				-		
搬出間伐	(ha)	22.57	8.08	29.53	11.46	22.94	-	5.82	10.62
	(m)	4934	1327	2936	1429	2715	-	913	1819
対経営森林面積比	(%)	7.78	2.79	10.18	3.95	7.91	-	2.01	3.66

(出所) 現地調査資料より筆者作成

(注) 空欄は0、2012年度は施業なし

3. 「株山」における「入会林野」の現代的意義の考察

「株山」では、「総有」の規制を時代に即して緩和させながら森林を維持してきた。その結果、一定の森林面積のまとまりと、持続的な森林整備、森林環境の保全が維持されているのである。この「入会の現代的対応林野」が古典的慣習をどのように承継し、あるいは、変容させて、森林経営を行なってきたかを以下に整理し、現在の林業再生に有利に働く効果を抽出する。

(1) 権利主体の変容

林地利用の権利主体（権利者）は、「総有」による「地区内居住者」である。したがって、権利者は転出及び地区外居住者への相続等によって権利を失う。但し、地区内間に限って権利売買は認められている。さらに、近年「権利」に担保設定をする権利者が現れたため、権利者の地区外からの参入を避けるために地盤所有者名義を代表2名に変えてこれを防いでいる。

このように権利主体の「地区外」流出を徹底して防ぎ、また、構成員1名につき10株を超えて権利所有等することはできない規約を設け、利用権の独占化も防いでいる。

さらに、明文化された「規則」と、個々の権利者への「記載事項証明書」（株券）の発行で権利が可視化されている。また、賦役がないため高齢になっても権利を保持することができている。

以上により、森林経営面積の「面的まとまり」が持続的に維持されているのである。

(2) 合議の仕方の変容

時代に即して、構成員は森林への関心は薄れる傾向にある。そこで、多数決制による間接的運営を十分に機能させるために、総会出席を有償にし、90%の高い出席率を保っている。すなわち、「総有」の原則である「全員一致制」を変革し、「多数決制」が機能するよう図られている。

(3) 利用形態の変容

森林は「株山」のものとして個人を離れて運営されてきた。ごく一部を「分収造林契約」により、利用権を貸出しているが、大まかには図2「C直轄利用」である。この利用形態は黒木（1969）のいう、入会権利者が個人的に利用するのではなく、集団の規制の下、部落の共同利益のため（道路改修、学校建設等）の利用である。これには入会権利者の無償労働（賦役）と、大部分、収益が個人に還元されない特徴があった。

「株山」の場合、構成員は森林を個々に利用せず、地区内のリーダーに委任することで経営に対する意思統一が図られ、利用間伐を中心とした高度経営をし、さらに直近の林政の方向性を取込んだ柔軟な林地の共同利用へと変容している。

(4) 収益分配の変容

林業盛栄期は、施業労働者として、主に構成員を雇用し、その労働に応じた労賃を支払うことで収益を分配していた。林業衰退期にはそれができなくなったが、「補助金」を利用し、最低限の林野整備費用の捻出先とした。

その後の補助金体系の変化により林業経営への意欲が再興し、間伐収入が得られる現在、古典的な収益配分に囚われない。つまり共同利益のための利用ではなく、個人配分への志向が強まり、収益は「地代」として各株主（構成員）に個人還元されているのである。

(5) 森林環境保全意識の変容

「入会の現代的対応林野」の構成員にとって「森林環境保全」とは、自らの生活域を「自然災害から守る」「水源域確保」及び農作物を「獣害から守る」ことである。これらを図る過程で、リーダーによる積極的な公共との協働への誘導により、地区全体が、公共的「森林環境保全」意識を育んでいると考えられる。

おわりに

本稿では、効率的な間伐施業推進のための「森林整備」を、どうすれば推し進めることができるのかを考察した。その方法として、宍粟市の「大規模森林所有者」による積極的な森林整備に着眼し、これらが、旧来の「入会」慣習を変容させ、現代まで森林利用を継承している団体であることがわかった。

そこで、その団体の「入会林野」利用の実態を事例分析し、「入会の現代的対応林野」として再評価し、「入会林野」の慣習が現代的な森林整備に果たす役割を抽出することが、効率的な間伐施業推進、ひいては、人工林林業再生の有利な要素と成り得ることを検証した。

手順としては、最初に、問題提起をし、これを解明するための手順を示し、Ⅰでは、先行研究により、「入会林野」に関する用語の定義をおこなった。ここでは、入会権による森林所有が「総有」という特殊な所有形態であることが、わかった。Ⅱでは、「入会林野」の歴史的変容過程を、先行研究から整理した。これにより「入会林野」には、登記簿上の所有名義を変えながら、現代的に再編しているものがあることが明らかになった。Ⅲでは、事例地選出の根拠をまとめ、この過程で、「縁故使用地」の積極的活動が、「入会林野」再編に大きく関わっていることがわかった。Ⅳでは、さらに精度の高い事例地選出をおこない、「株山」を事例に「入会の現代的対応林野」の現代的意義を抽出した。その結果、以下のことが明らかとなった。

「入会の現代的対応林野」では、第一には、「土地所有」より「土地利用」の意識が高いことである。第二に、「総有」という土地所有形態により、「土地利用」の権利の地区外流出、拡散を防ぐことが可能となり、森林経営面積の持続的「面的まとめり」が維持されている。第三に、多数決制度を十分に機能させ、効率的な合議を得る。これにより、地区内リーダーに運営を任せ、統一の取れた経営へ向かっている。第四には、森林は、古典的な賦役による共同利益のための利用ではなく、収益の配分は、個人還元化の傾向にある。第五に、自らの必然的「森林環境保全」が、公益的な公共意識へと育っている。

「入会の現代的対応林野」においては、以上の有利な要素を林業再生に与えていると考えられる。そして、これらの有利な要素は、わが国における、かつて「入会林野」が存在するところ、すなわちⅡ章4節に記載の①～⑥の団体・組織に適用が可能であり、汎用性が高いと考える⁵⁰⁾。

【注】

(注1) 本稿でいう「森林環境保全」とは久末(2011)のいう「利用を伴う保存」である。森林等を自然のままの状態で保存する志向が「自然保存」であるのに対し、「保存」と「自然資源の有効利用」を志向するのが「保全」とあるという概念に基づく。

(注2) 本稿で対象とする林業とは、人工造林による「人工林林業」とする。「人工林」はわが国森林面積の41%を占めている。(林野庁編[2011]『森林・林業白書』)。なお、人工林とは、人工造林や天然更新など、人手を加えて成立した森林のこと。(林業Wikiプロジェクト[2008]『森林用語辞典』)。

また、上記林業の衰退に関しては、Web農林水産省「生産林業所得統計報告書」(2012年)によると、全国の木材生産産出額はピーク時、1980年が1兆1582億円であるのに対し、2012年は1932億円まで低下している。また「林業経営

に関する意向調査結果」「今後の林業経営についての意向」によると、小規模林家(保有山林面積1ha～20ha未満)の77%が「山林は保有するが、林業経営を行うつもりはない」といっている。

(注3) 本稿においては、森林とは「森林法」第一章の定義に依る。山林とは一般的には森林と同義語だが、統計上では用材、薪炭材、竹材その他の林産物を集団的に生育させるために用いる土地をいい、地目にかかわらず現況によって区分される。本稿では、森林、山林、山はほぼ同義語として用いる。(林業Wikiプロジェクト [2008]『森林用語辞典』)。

**「林業Wikiプロジェクト」は、WEB上で公開されている「現代林業電子辞典」(<http://www.j-fic.com>)の運営主体でもあり、この「現代林業電子辞典」はWEBサイト全体の管理者である(株)日本林業調査会(J-FIC)のスタッフが中心となって、利用者の要望等をもとに、新語の追加、解説の見直しを行っている。

(注4) 林地とは、一般的には、林業を目的とする土地をいう。(林業Wikiプロジェクト [2008]『森林用語辞典』)。

(注5、6) 森林・林業基本計画は、森林・林業基本法(1961年法律第161号)第11条の規定に基づき、策定されたもので、おおむね5年ごとに見直すこととされている。直近では、2011年に見直され、現行の森林施業計画制度の改革によって創設されたものが「森林経営計画制度」である。

「森林経営計画制度」では計画の対象となる森林を「属地計画」「属人計画」の2種類に分けられている。属人計画が満たす要件は、所有森林100ha以上で、所有者が単独で計画を作成する場合に限っている。属地計画が満たす要件は、林班または隣接の複数林班の面積の2分の1以上の面積である「林班計画」と市町村長が定める一定区域内において30ha以上の面積である「区域計画」がある。(ウェブ林野庁 [2012]「森林経営計画制度の概要」www.rinya.maff.go.jp)。

(注7) 保有山林とは、保有山林=所有山林-貸付山林+借入山林。1～5haの保有山林面積の林家・林業経営体は75%を占め、全保有山林面積のわずか27%である。(『農林業センサス』[2010])。

(注8) 路網とは、森林内にある公道、林道、作業道の総称。または、公道、林道、作業道を適切に組み合わせた全体をいう。(林業Wikiプロジェクト [2008]『森林用語辞典』)。

(注9) 林業経営団地とは、林野庁が進める「林業経営政策の方向と展開」に述べられている内容で、小規模分散的な経営から脱却し、コストの削減等採算性の向上のために、林業経営体が取り組むべき課題が挙げられている。その中に、経営規模の拡大・適正化の方法として、林業経営体においては、近隣の森林所有者から施業・経営の受託等によって、団地を形成し、効率的な林業を行える規模とすべきであると記載されている。(ウェブ林野庁 [2005]「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会報告」www.rinya.maff.go.jp)。

(注10) 利用間伐とは、間伐した木材を有効に利用すること。(林業Wikiプロジェクト [2008]『森林用語辞典』)。

(注11) この節とは、民法第三章 所有権とあり、第一節、所有権の限界、第二節、所有権の取得、第三節、共有、と明記されており、第三節、共有(第二四九条～第二六四条)に該当する。

(注12) この章とは、民法第六章 地役権(第二八〇条～第二九四条)に該当する。

(注13) 不動産登記法によると、(登記することができる権利等)第三条として、一、所有権、二、地上権、三、永小作権、四、地役権、五、先取特権、六、質権、七、抵当権、八、賃借権、九、採石権が挙げられている。従って、これ以外の権利は登記できないことになる。

(注14) 生産森林組合とは、森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合のこと。(林業Wikiプロジェクト [2008]『森林用語辞典』)。

(注15) 1966年施行、この「法律の目的」は「入会林野」又は「旧慣使用林野」の農林業上の利用増進のため、これらの土地に係る権利関係の近代化を助長する。そして、「入会林野整備の効果」は整備計画が定める公告があった日限りすべての「入会権」「旧慣使用権」及びその他の権利が消滅すると明記されている。またこの「法律の定義」には「入会林野整備」とは、「入会林野」の「入会権」を消滅させてこれ以外の権利を設定、移転、消滅させることをいうと謳われている。

(注16) 林家とは、2000年(沖縄県にあっては、1999年)現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。林家以外の林業事業体とは、2000年2月1日(沖縄を除く)現在の保有山林面積が1ha以上ある会社、社寺、共同、各種団体、組合、財産区、慣行共有、市区町村、地方公共団体の組合、都道府県、国及び特殊法人をいう。(『農林業センサス』2000年、「用語の解説」)。

- (注17) 農林業センサスは2005年から「林家以外の林業事業体」を「慣行共有」と「慣行共有以外」に区分されていないため、区分がある直近のデータとして2000年を用いる。〔「農林業センサス」、2000年、2005年、農林水産省統計表<http://www.e-stat.go.jp>〕。
- (注18) 財産区とは、地方自治法（第294条）に規定する財産区をいい、市町村合併の際、集落や旧市町村の所有していた森林について財産区を作り、地元民が使用収益している森林をいう。〔『農林業センサス』2005年「用語の解説」〕。
- (注19) 民有林とは、森林所有区分の1つ。国有林に対する語。民有林は、①個人、会社・社寺等法人が所有する私有林、②都道府県、市町村・財産区が所有する公有林に大別される。
- (注20) 兵庫県林業統計書2000年度による。
- (注21) 作業道とは、林道などから分岐し、樹木（立木）の伐採、搬出、造林等の林内作業を行うために作設される簡易な構造の道路のこと。〔林業Wikiプロジェクト編〔2008〕『森林用語辞典』〕。2011年改訂の「森林・林業基本計画」以前は、「作業道設置」は補助金の対象であったため、1971年から2009年に施工された「作業道」の施行実績がわかる。これ以降は、作業道に対する補助金政策が変わり、データは取られていない。
- (注22) 宍粟市資料による。
- (注23) 『兵庫県林業統計書』2000年版によると、一宮町 1万9639ha、波賀町 1万4922ha、以下、山崎町、千種町である。
- (注24) 国有林とは、「林野庁」及び「林野庁以外の官庁」が所管している林野をいう。これに対し「民有林」とは国有林以外の林野をいい、「独立行政法人」「公有」及び「私有」に分類される。〔林業Wikiプロジェクト編〔2008〕『森林用語辞典』〕。
- (注25) 官行造林とは、公共団体所有の林地のうち、荒廃林を整備して林産物供給能力を高め、または水源林などの保安林機能を高めるため、地方公共団体に代わって国が造林を行い、将来、造林後の林産物収益は契約に基づいて両者で分配する事業。〔ウェブ「森林・林業用語—茨城県」<http://www.pref.ibaraki.jp>〕。
- (注26) 県行造林とは、所有者と県が分収林契約を締結し、県が造林事業を行った森林。〔ウェブ「用語の説明—長野県」www.pref.nagano.lg.jp〕。
- (注27) 公社造林とは、森林所有者が自ら行うことが困難な地域等において、分収林方式により森林整備を行う事を目的として設置される公益法人（林業公社、造林公社等）によって行う森林整備。
- (注28) 公団造林とは、「森林開発公団法」に基づき設置されている法人が森林所有者と分収林方式による水源林造成等を実施している森林。以上〔ウェブ「森林・林業用語—茨城県」<http://www.pref.ibaraki.jp>〕。
- (注29) 現地調査資料による。
- (注30) 自伐林家とは、森林所有者、特に家族経営で林業を営む林家が自ら伐採・搬出を行うこと。〔林業Wikiプロジェクト編2008『森林用語辞典』〕。「林家」とは、保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。〔『農林業センサス』2000年「用語の解説」〕。
- (注31) 現地調査資料による。
- (注32) 緑資源機構とは、農林業の振興を目的とする農林水産省所管の独立行政法人。〔林業Wikiプロジェクト編2008『森林用語辞典』〕。
- (注33) 宍粟市資料による。
- (注34) 土地台帳による。
- (注35) 分収林制度は、森林の土地の所有者、造林を行う者または保育及び管理を行う者、森林の造成に必要な費用を負担する者の3または2者が共同で契約を結び、その対象の森林からの収益を一定の割合で分け合う（分収する）制度で、このうち植栽時点において契約されるものを「分収造林」という。〔林業Wikiプロジェクト編〔2008〕『森林用語辞典』〕。
- (注36) 我妻によると、民法上の法人設立に関して「総則第二章「法人」の第一節三条では、法人は法律の根拠がなければ設立できないとして、厳格な態度を取っている。すると、法律によって法人格を与えられない団体の取り扱いはどうすればよいかという問題が生じる。これらは、営利でも公益でもない中間的目的を持つ。ところが「民法」六六七条以下規定の「組合」でもない。労働組合、協同組合などに代表される構成員の個性が極めて強い団体ではない。そこで法人ではないが民法の組合でもない団体を「法人格なき社団」「権利能力のない社団」と概念構成したと述べている。（我

妻栄1960『民法案内Ⅱ』日本評論新社）。

ところが、大場によると、上記社団以外に「法人格なき財団」が認められる見解があるという。これは個人財産から目的財産が分離独立され、社会生活上の独立した実態のことをいう。そして、「法人格なき社団」「法人格なき財団」とともに、判例によって、その成立要件が示されているが、どちらに該当するのか微妙な団体も存在する。これをいずれの性質をも備えている「実在人」とし、両方の性質を備えた「法人格なき団体」「権利能力なき団体」として存在を認めていると論考している。（大場民男2012『事例にみる法人格なき団体』、新日本法規出版。）

さらに「法人税法4条1」には、「内国法人はこの法律により、法人税を納める義務がある。ただし、人格のない社団等については、収益事業を営む場合に限る。」と記されている。税法上は「法人」である。

（注37、38）現地調査資料による。

（注39）ここでいう「共有」とは共同入会を継承してきた「総有」のことで、民法上の「共有」とは異なる。（内田貴1994『民法』I総則・物権総論、東京大学出版会）。

（注40）地盤所在、字出石2筆、字墨山2筆、字古峠2筆、字水無2筆の登記簿謄本全部事項証明書、閉鎖登記簿、土地台帳を閲覧し、典型的な事項を選出しまとめた。

（注41）現地調査資料による。

（注42）SGEC（Sustainable Green Ecosystem Council）日本で設立された森林認証制度の実施団体である。「緑の循環」認証会議の略。2007年8月現在で約40万haに及ぶ国内最大の認証面積を有している。（林業Wikiプロジェクト編2008『森林用語辞典』）。

（注43）混交林とは、性質の異なった2種類以上の樹種（針葉樹と広葉樹など）が混ざって生育している森林のこと。（林業Wikiプロジェクト編2008『森林用語辞典』）。

（注44）複層林とは、人工更新により造成され、樹齢、樹高の異なる樹木により構成されている森林のこと。（林業Wikiプロジェクト編2008『森林用語辞典』）。

（注45）列状間伐とは、間伐方法の1種。間伐作業の効率化と低コスト化などを目的に、伐採や搬出がしやすいように、一定の間隔をあけて列状に間伐を行うこと。（林業Wikiプロジェクト編2008『森林用語辞典』）。

（注46）兵庫県2013年度予算には、「災害に強い森づくり」事業として「県民緑税」を活用した、2011～2017年まで「針葉樹林と広葉樹林の混交林整備」（12億7000万円）事業が挙げられている。

（注47）林野庁業務資料「林内路網密度の諸外国との比較」。（ウェブ林野庁<http://www.rinya.maff.go.jp>）。

（注48）兵庫県林業統計書各年版による。

（注49）現地調査資料による。

（注50）筆者は、（小堂2013a,b）において森林環境保全の視点から、現在の日本で「利用間伐施業」による「人工林林業再生」の重要性を指摘し、そのための4条件「所有者条件」「経営者条件」「合意形成、地理的集成的条件」「土地利用条件」を抽出した。しかしこれらは、いわば、恵まれた2つの特殊地域（岡山県西栗倉村、京都府南丹市日吉町）における幸運な成功事例であり、一般的な地域でこれらの条件が成立するようにするための政策が必要となる。そこで小堂（2015）では、宍粟市において近年成功しだしている木材センターシステムに注目し、これにより一般の地域でも「経営者条件」が満たされることを確認した。

次に、「合意形成、地理的集成的条件」の成立可能性であるが、本稿では、入会林野の分布がそれに関係しているとの仮説に基づき、同じ宍粟市の一ノ宮町で分析したところ、再生に成功している事業活動の指標である「作業道」の分布が、かつての入会林野を示す「緑地使用地」と団地化によって説明されることがわかり、入会林野の存在が「合意形成、地理的集成的条件」の成立に有利に働いている可能性を確認した。（小堂朋美 [2013a]『不動産分析の観点からみた林業地域再生モデルの可能性』、大阪公立大学共同出版会。小堂朋美 [2013b]『不動産分析の観点からみた林業地域再生モデルの可能性』『日本土地環境学会誌』第20号。）（小堂朋美 [2015]『木材のカスケード利用による森林環境保全型林業再生モデル』『日本土地環境学会誌』第22号。）

【参考文献】

- 一宮町史編集委員会 [1985] 『一宮町史』。
- 内田貴 [1994] 『民法』 I 総則・物権総論、東京大学出版会。
- 尾浪正雄・北島照明・石山義衛 [1978] 『不動産民法』、週刊住宅新聞社。
- 戒能通孝 [1977] 『戒能通孝著作集V「入会」』、日本評論社。
- 笠原六郎 [1989] 「入会林野政策の軌跡と入会の現代的意義」『林業経済』No.116。
- 川島武宜 [1983] 『川島武宜著作集』第八巻、第九巻、岩波書店。
- 黒木三郎・熊谷開作・中尾英俊 [1974] 『全国山林原野入会慣行調査』、青甲社。
- 黒木三郎・[1969] 「入会権と入会林野近代化法」『法社会学』Vol.1969 No.21。
- 後藤國利・藤野正也 [2013] 『林家と地域が主役の「森林経営計画」』、林業改良普及協会。
- 佐藤宣子 [2012a] 「共有林・財産区・生産森林組合を現代に生かす」『現代林業』2012年7月号、全国林業改良普及協会。
- 佐藤宣子 [2012b] 「経営組織と住民実行組織の二人三脚で守り育てる財産区」『現代林業』2012年7月、全国林業改良普及協会。
- 澤田智 [2005] 「入会林野整備実施過程における県行政の政策志向」『農業経済研究報告』37巻、東北大学農学部農業経営学研究室。
- 東京法学院講師室 [2005] 『詳細不動産六法』、東京法学院出版。
- 都大学農林水産統計デジタルアーカイブ講座によるプロジェクト研究。
- 中尾英俊 [1966] 「入会林野に係る権利関係の近代化の助長に関する法律について」『林業経済』19 (9) , 8 - 14。
- 中尾英俊 [1984] 『入会林野の法律問題』勁草書房。
- 中川恒治 [1998] 「入会権の解体過程に関する研究」『信州大学農学部演習林報告』34 : 1 - 116。
- 野々田三郎 [1985] 「間伐、枝打ちによる林内照度調節」『森林立地』27 (1)。
- 半田良一 [2001] 「生産森林組合と入会林野の五十年史」『林業経済』2001・11。
- 久末弥生 [2011] 『アメリカの国立公園法』北海道大学出版会。
- 日花弘子 [2014] 『仕事に役立つExcel統計解析』SBクリエイティブ。
- 兵庫県宍粟郡一宮町編集 [2005] 『兵庫県宍粟郡一宮町小字地名集』。
- 兵庫県宍粟郡役所編 [1923] 『兵庫県宍粟郡誌』。
- 兵庫県農政環境部編 [2000年版] [2013年版] 『兵庫県林業統計書』。
- 船越昭治 [1984] 「資本主義の発展と林業・林政」『現代林業経済論』日本林業調査会。
- 室田武・三俣学 [2004] 『入会林野とコモンズ』、日本評論社。
- 山下詞子 [2011] 『入会林野の変容と現代的意義』、東京大学出版会。
- 我妻栄 [1965] 『我妻栄 民法案内 IV』、日本評論社。
- ウェブ農林水産省2015年農林業センサス、www.maff.go.jp。
- ウェブ林野庁2005年「適切な森林管理に向けた林業経営のあり方に関する検討会報告」www.rinya.maff.go.jp